

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年5月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400997 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（国）第 2500007 号

第 1 結論

昭和 45 年＊月から昭和 49 年 3 月までの請求期間及び昭和 55 年 11 月から平成元年 10 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 25 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 昭和 45 年＊月から昭和 49 年 3 月まで
② 昭和 55 年 11 月から平成元年 10 月まで

請求期間①について、当時、私は、母が経営する飲食店に勤めており、時期は定かでないが、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間①のうち、結婚前の期間は、おそらく飲食店の経理担当者の B 氏が国民年金保険料を納付してくれていたのだろうと思う。昭和 47 年 8 月の結婚後の期間は、私が自宅に送付された納付書で夫婦二人分の国民年金保険料（3,000 円から 1 万円くらいまでの金額）を A 市役所又は C 支所で毎月納付していた。

請求期間②については、私は、それまで勤めていた会社を退職し、精肉店を経営することになったことから、昭和 55 年 12 月頃に、D 町役場で厚生年金保険から国民年金の切替手続を行った。精肉店の経理全般を任せていた B 氏（請求期間①の母が経営する飲食店の経理担当者と同一人）が支払関係を全て行ってくれていたため、夫婦二人分の国民年金保険料についても納付してくれていたのだろうと思う。

請求期間①及び②が、国民年金に未加入による未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、当該期間のうち結婚前の期間の国民年金保険料は、おそらく母親が経営する飲食店の経理担当の B 氏が納付し、昭和 47 年 8 月の結婚後の期間は、請求者が、自宅に送付された納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を A 市役所又は C 支所において毎月納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続を行った時期を具体的に覚えておらず、請求期間①のうち、結婚前の期間の国民年金保険料を納付した可能性があるとする飲食店の経理担

当者のB氏について、請求者は、その名字しか記憶していない旨陳述しており、同氏を特定できず照会することができないことから、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間①のうち、結婚後の期間について、請求者は国民年金保険料を納付書により毎月納付していた旨主張しているが、請求者が当時居住していたA市は、国民年金保険料を印紙検認方式から納付書による納付方法へ切り替えた時期は昭和48年4月であり、当時は納付書による単月納付を行っていない旨回答している上、請求者が記憶する夫婦二人分の国民年金保険料（3,000円から1万円）の納付額は、請求期間①当時の国民年金保険料と大きく相違している。

さらに、A市は、請求期間①当時の国民年金被保険者に係る資料は保管していない旨回答している。

- 2 請求期間②について、請求者は、当時居住していたD町の役場において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、自身が経営する精肉店の経理担当者のB氏が、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月納付してくれていた旨主張しているが、上述のとおり、当該経理担当者に照会することができないことから、当該期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、D町は、請求期間②当時の国民年金被保険者に係る資料は保管していない旨回答している。

- 3 請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して、国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、令和6年3月12日付けで基礎年金番号として付番されている「*」は、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際（資格取得年月日：昭和41年9月1日）に払い出された記号番号であるところ、当該基礎年金番号により、請求期間①及び②に係る国民年金の加入記録は確認できないことから、当該期間は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2401286 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2500008 号

第 1 結論

平成 12 年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年*月

平成 11 年*月又は同年*月に国民年金保険料の納付書が何枚か送られてきた時に、当該納付書に保険料は 6 か月分をまとめて納付すると安くなると書いてあったため、私は、そのうちの請求期間を含む同年*月から平成 12 年*月までの 6 か月分の納付書（1 枚）を使用して、平成 11 年*月又は同年*月に、A 大学 B 学部近くの銀行から預金を引き出して、当該銀行で遡って納付した。

しかし、私の年金記録では、平成 11 年*月から同年*月までの*か月分の国民年金保険料のみ納付した記録となっており、請求期間が未納と記録されているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、平成 11 年*月又は同年*月に送られてきた納付書のうち、同年*月から平成 12 年*月までの 6 か月分の納付書（1 枚）を使用して、国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得の事務処理は、平成 11 年*月*日に職権で行われており、同事務処理が行われていない同年*月又は同年*月の時点で納付書が送付されることはなく、請求者の主張と相違する。

また、納付すべき国民年金保険料が割引となる納付方法として、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）する制度があり、請求者が主張のとおり割引を受けるには、6 か月分を一括で前払いする必要があるところ、請求者は、平成 11 年*月又は同年*月に同年*月から平成 12 年*月までの国民年金保険料を遡って納付した旨主張していることから、制度上の取扱いと一致しない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間を除く平成 11 年*月から同年*月までの*か月分の国民年金保険料は同年*月に、同年*月分の国民年金保険料は平成 12 年 1 月に納付し

ていることが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付するために、A大学B学部近くのC銀行から預金を引き出して、納付した旨陳述しているが、C銀行の事務センターは、取引記録が確認できるのは過去10年である旨回答しており、国民年金保険料の領収済通知書の調査が可能な期間は過去5年までであることから、当該期間における国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求期間において、請求者が住民登録していたD市は、請求期間における請求者の国民年金に関する資料（被保険者名簿、電算データ等）は保存期間経過のため、保管していない旨回答している。

さらに、請求期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。